

日 時 平成19年11月29日(木) 午前10時 開 会

出席議員 (16人)

1番 工藤和子	2番 大久保朝泰
3番 大溝雅昭	4番 工藤俊広
5番 工藤禎子	6番 村上啓二
7番 北山一衛	8番 佐々木 隆
9番 後藤秀憲	10番 山田 鉦一
11番 鳴海泰三	12番 中田博文
13番 斎藤直文	14番 工藤賢治
15番 福土幸雄	16番 村上隆昭

欠席議員 (なし)

出席要求による出席者職氏名

市 長 鳴海広道	副 市 長 玉田 芙佐男
総務部長 村上豊継	企画財政部長 柿崎 武光
民生部長 工藤 誠	福祉部長 山田 良一
農林商工部長兼 バイオ技術センター所長 三浦 貢	建設部長 佐々木 武市
上下水道部長 盛 恵之介	黒石病院 事務局長 木立 正博
秘書課長兼 行財政改革推進室長 鳴海 勝文	財政課長 成田 耕作
国保医療課長 福土 勝彦	福祉総務課長 清水 弘美
農林課長兼 バイオ技術センター次長 工藤 秀雄	土木課長 村元 茂
管理課長 成田 幸蔵	監査委員 廣瀬 左喜男
教育委員会 委員長 篠村 正雄	教育長 横山 重三
教育部長 工藤 忠	選挙管理委員会 委員長 佐藤 明
農業委員会会長 木村 兼作	

会議に付した事件の題目及び議事日程

平成19年第2回黒石市議会臨時会議事日程 第1号

平成19年11月29日(木) 午前10時 開 議

第1 会議録署名議員の指名

- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 108 号 黒石市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第 109 号 黒石市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 110 号 黒石市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第 111 号 黒石市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 112 号 平成 19 年度黒石市一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 8 議案第 113 号 平成 19 年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 9 議案第 114 号 平成 19 年度黒石市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 10 議案第 115 号 平成 19 年度黒石市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 11 議案第 116 号 平成 19 年度黒石市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 12 議案第 117 号 平成 19 年度黒石市簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）

#### 市長提案理由説明

#### 出席した事務局職員職氏名

事務局 長 斎藤 光雄  
次 長 長谷川 直伸  
議事係 長 太田 誠  
議事係 主査 山谷 成人

#### 会議の顛末

午前 10 時 02 分 開 会

議長（斎藤直文） ただいまから、平成 19 年第 2 回黒石市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第 1 号をもって進めます。

---

議長（斎藤直文） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 4 番工藤俊広議員、11 番鳴海泰三議員を指名いたします。

---

議長（斎藤直文） 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

議長(斎藤直文) この際、諸般の報告をいたします。

まず、副議長、事務局長において、平成19年度青森県市議会議長会第2回定期総会に出席しましたので、別紙のとおり御報告いたします。

次に、議員派遣の件について、別紙議員派遣承認報告書のとおり、閉会中、議長において議員派遣を承認しましたので、御報告いたします。

---

議長(斎藤直文) 日程第3 議案第108号から、日程第12 議案第117号まで、合わせて10件を一括上程いたします。

この際、理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

登壇

市長(鳴海広道) 提案理由の説明に入る前に、議長のお許しを得て、職員の交通違反問題について、一言申し述べたいと思います。

去る10月22日に発生した職員の酒気帯び運転による交通事故について、同月26日に、黒石市職員の交通違反に関する懲戒審査委員会において慎重に審議した結果、委員会から関係職員の処分について11月2日に答申がなされ、委員会の意見等を踏まえ、同月5日に関係職員に対し、懲戒免職という重い処分をしたところであります。

今後は、市民の皆様の信頼回復のため、職員が一丸となって業務に邁進するとともに、いま一度全職員に対し、飲酒運転の根絶を含む交通違反行為、交通事故の再発防止に関し、一層の厳格な注意を喚起し、綱紀の粛正に努めてまいる所存であります。

それでは、今回の臨時会に提案いたしました議案の概要について、御説明申し上げます。

案件は、平成19年度黒石市一般会計補正予算案など10件であります。

最初に、議案第108号は、黒石市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。国家公務員の給与改定等に準じ、一般職職員の給料月額、扶養手当、期末手当の額等を改定するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第109号は、黒石市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例制定についてであります。一般職職員の12月の支給に係る期末手当の支給割合の改正に伴い、所要の改正

をしようとするものであります。

議案第110号及び議案第111号は、黒石市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定について及び黒石市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。特別職職員及び教育長の12月の支給に係る期末手当の支給割合を改めるため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第112号は、平成19年度黒石市一般会計補正予算であります。歳入歳出とも1,578万2,000円を追加し、予算の総額を151億7,866万3,000円にしようとするものであります。

歳出は、全款を通じて、黒石市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い人件費を減額補正するほか、情報処理室建設工事費を計上するものであります。

歳入は、第20款 市債等を計上するものでございます。

議案第113号の平成19年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算から議案第117号の平成19年度黒石市簡易水道特別会計補正予算までの5件は、人事院勧告等による黒石市一般職職員の給与に関する条例の一部改正に伴う人件費の減額補正等であります。

以上、議案の内容を簡単に申し上げましたが、御審議の際、詳しく御説明いたしますので、よろしく原案どおり御議決を賜りますようお願い申し上げます。

降 壇

---

議長（斎藤直文） 日程第3 議案第108号 黒石市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。総務部長。

総務部長（村上豊継） 議案第108号について、御説明申し上げます。

黒石市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

黒石市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定しようとするものであります。

提案理由といたしましては、国家公務員の給与改定等に準じまして、一般職職員の給料月額、扶養手当、期末手当の額等を改定するため、所要の改正をしようとするものであります。

2ページをお開きいただきたいと思います。

まずその前に、今回の人事院勧告について、若干御説明申し上げたいと思います。

今回の人事院勧告では、国と青森県の人事委員会勧告が若干違いが出ました。というのは、期末・勤勉手当の取り扱いにおいて、国では0.05月分引き上げという勧告が出ましたが、県の人事委員会の勧告では0.05カ月分引き下げということで、その部分が違ってござ

います。

中身としては、期末・勤勉手当の部分の引き下げ0.05月分。それから、職員の扶養手当6,000円が、500円引き上げられまして6,500円とすると。それから、若年層の職員に対しては、給料若干引き上げるという中身でございます。若年層といいましても、大体35歳ぐらいまでの職員に対して引き上げということになります。

それで、給料等の引き上げにつきましては、大体111万7,260円の額がふえると。それから、職員手当等につきましては、扶養手当が133万7,500円ふえると。また、期末手当につきましては、410万4,902円減額になると。共済費については、51万1,774円が減額になると。退職手当組合の負担金については、28万432円ほどふえるということで、合計いたしますと188万1,484円、これが一般会計281人分の中身でございます。別表の1表、それからそのほかの給料表については、ぜひ中身を見ていただければわかるかと思えます。

これは附則として、この条例は公布の日から施行すると。改正後の一般職職員の給与に関する条例の規定については、19年4月1日から適用するというものでございます。

以上、簡単に御説明申し上げたいと思えます。

議長（斎藤直文） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思えますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。5番。

5番（工藤禎子） 若干引き上がる若年層ですけれども、35歳ぐらいまでということでしたが、何歳から何人ぐらいいるのか、まずそれ聞きます。

それとあと、一人一人がね、月額でいくと何百円から何千円の幅があると思うんですけれども、それもお聞かせ願いたいと思えます。

それから、扶養手当の対象人数をお聞かせください。

議長（斎藤直文） 総務部長。

総務部長（村上豊継） 281人分の中での比較したものでお知らせいたしたいと思えます。

行政職の部分では62人。医療職の給料表を使っている人が1人。それから、医療職給料表の3表が2人。技能職給料表で1人ということで、全員金額が違いますが、947円から、一番上がる人で2,185円ということで、上がり幅若干違うんですが、そういうことになってございます。

それから、扶養手当の人数でございますが、121人でございます。以上でございます。

議長（斎藤直文） 5番。

5番（工藤禎子） 何歳からというのをお話しにならなかったようで、それでその何歳からの年ってというのは、そうするとその方が一番若いっていう年になりますか。そこもちょっと教えてください。

議長（斎藤直文） 総務部長。

総務部長（村上豊継） まず二十から、一番年とった方と言うと失礼ですけども、43歳まで。一番人数が多いのは35歳のあたり、三十二、三歳のあたりから、その方が一番人数的には多くなっております。よろしいですか。

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番。

5番（工藤禎子） 議案第108号に反対するものであります。

国の人勤は引き上げであります。県は逆に引き下げたわけですが、必ずしも県に倣う必要はありません。で、特に黒石は、これまでも市独自で10%、15%、18%など引き下げております。で、そういう点では、その他もろもろまた引き下げ分もありますので、大変だというふうに思います。そういう点では、先ほど金額をおっしゃいましたけれども、それ以上のね、億単位の削減をしているわけですから、それに従う必要がないのではないかなと。例えば、引き上げなくても現状維持でいくことの方策なども、黒石の場合はやっぱり対応すべきではなかったのかなということが一つと。

二つ目は、民間対比で云々というふうによく用いられますけれども、資料等にも企業50人以上のところを抽出してどうのこうのという、県の人事委員会では資料があるんですけども。やっぱり、とりわけ一般職の公務員を下げるということは、民間の給料も下げるということですね、理由づけになるわけです。で、とりわけ50人以下の企業というのは、大変厳しい中でやっているわけで、それにやっぱり給料を下げらさるという悪循環がやっぱりはびこるということの点ではね、やっぱり今回は考えてもよかったのではないかなというふうに思います。

また、同時に3点目ですが、議員や特別職というのはまた別に市民感情とも左右されるものですから、それについては異議はないんですが、そういう点では、一般職のところはやっぱり考えるべきであったのではないかという点から、反対するものであります。

議長（斎藤直文） 7番。

7番（北山一衛） 私は、議案第108号に賛成するものであります。

この条例改正は、やはりこれからの地方自治体の運営をどうやっていくのかという点で、や

はり苦しい自治体は、やはり自分たちで考えて、独自の規模に合った運営をなしていかないと  
いけないわけでございます。その点から、やはりこの改定は私は妥当だと思います。

そしてまた、そのかわりに若年層に対しまして、この温情的な措置を講じたことは、私はや  
はり若年層の教育の点、思う点、黒石のこれからの点に関しまして、やはり温情的にやはり少  
し報酬を上げてやって、もう少し頑張れよというような温情的な問題だと思います。この点に  
関しまして、私は賛成するものであります。以上でございます。

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（斎藤直文） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（斎藤直文） 日程第4 議案第109号 黒石市議会議員の報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありま  
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長(斎藤直文) 日程第5 議案第110号 黒石市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長(斎藤直文) 日程第6 議案第111号 黒石市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)



議長（斎藤直文） 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（斎藤直文） 日程第7 議案第112号 平成19年度黒石市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。企画財政部長。

企画財政部長（柿崎武光） 議案第112号は、平成19年度黒石市一般会計補正予算（第4号）でございます。

平成19年度黒石市の一般会計の補正予算（第4号）は、次の定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,578万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億7,866万3,000円にしようとするものでございます。

第2条は、地方債の補正であります。地方債の追加は、第2表地方債の補正によるものでございます。

歳出から御説明いたしますので、9ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳出の主なものについて、御説明いたします。

2款総務費1項総務管理費に1,695万6,000円を追加し、補正後の額を9億4,9

33万円にしようとするものでございます。主なものとしたしましては、3目財産管理費2,165万1,000円を追加しようとするものでございます。これは情報処理室の建設工事費でございます。その他のものにつきましては、人事院勧告等による人件費の減額補正などでございます。

次に、歳入について、御説明いたします。7ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。19款諸収入581万8,000円の減額でございます。20款市債2,160万円の追加でございます。合計1,578万2,000円を追加補正し、総額を151億7,866万3,000円にしようとするものでございます。以上であります。

議長（斎藤直文） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。5番。

5番（工藤禎子） 9ページですね、総務費の財産管理費、工事請負費ですけれども、要するに、今あるところからですね、移動しなければならないという設計上や耐久上ですね、きちんとした書類上のといいますか、専門家のといいますか、そういうのの根拠っていいですかね、移動をすぐせざるを得ないという根拠のようなものを示していただきたいんですけども。

議長（斎藤直文） 総務部長。

総務部長（村上豊継） お答えいたします。

根拠でございますが、実は機器の取りかえということで、業者である富士通が来まして、今使っているマシン室に亀裂が入っているという申し出があって確認したところ、幅3ミリ、深さ5センチ程度のひび割れが南北の方向に部屋を縦断しているということで、非常に危険な状態と判断し、当市の都市建築課の一級建築士であります樋口、それから業者の方1名にお願いいたしまして調査していただきました。床の積載荷重1平米290キロに対して、39平米の室内に4,500キロ、4.5トンの重量のコンピューターの機器が設置されていたわけがあります。部屋全体ではさほど支障がないものの、集中的に荷重が見受けられたということで、構造的に耐えられないという状況を判断して、今回情報処理室の建築工事ということになったわけでございます。以上です。

議長（斎藤直文） 3番。

3番（大溝雅昭） 財政的に厳しい中、非常に難しいというか、あれなんですけれども、どうしても仕方がないという話は聞いてましたけれども、ただ、これは工事費ということですから

ども、移転に係るほかにも経費がかかるのでしょうか。その辺、1点お願いいたします。

議長（斎藤直文） 総務部長。

総務部長（村上豊継） 移転に係る経費なんですけど、大体700万ぐらいはかかるだろうと、機器の移動に。この予算につきましては、新年度に計上することになるかと思えます。以上でございます。

議長（斎藤直文） 1番。

1番（工藤和子） 移動した場合、その場所は駐輪場、あのあたりになるってということですけども。そうすれば、あの駐輪場はどこに移動なさるんですか。

議長（斎藤直文） 総務部長。

総務部長（村上豊継） お答えいたします。

新設の場所でございますが、場所は今、工藤議員が言いましたように、駐輪場の一部から佐藤耳鼻科の裏手にかけて建築しようとするものでありまして、二つ残りますので、支障はないものと思えます。以上でございます。

議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番。

5番（工藤禎子） 私は、一般職の給与が反映されているということもあって、反対は一つの理由あるんですが。

もう一つは、この問題でやっぱり私はね、手順っていうかな、このプロセスというか、非常にパブリックコメントがどうしても不足しているというのは、ずっとこのごろ強くいろんな問題で感じています。で、市民文化会館を一時休館するということなども含めてですね、いろいろと市民からもですね、苦情がありますし、いろんな意味で、市民からも合意を得るという取り組みってというのが、非常に欠けているというふうに思うんですね。

ですから、市民に説明する場とか、またできる場とか、例えば有識者の例えば段階でもいいんですけども、そういうような形でやっぱり市民との理解を得るということがですね、現段階で今の段階でね、計上している今の段階では非常に手順不足ということから、反対するものであります。以上です。

議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（斎藤直文） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(斎藤直文) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長(斎藤直文) 日程第8 議案第113号 平成19年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(斎藤直文) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長(斎藤直文) 日程第9 議案第114号 平成19年度黒石市老人保健特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(斎藤直文) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長(斎藤直文) 日程第10 議案第115号 平成19年度黒石市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(斎藤直文) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長(斎藤直文) 日程第11 議案第116号 平成19年度黒石市下水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(斎藤直文) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長(斎藤直文) 日程第12 議案第117号 平成19年度黒石市簡易水道特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 省略の声がありますので、省略いたさせます。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

議長(斎藤直文) 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(斎藤直文) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（斎藤直文） 以上で、今期臨時会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。

これにて平成19年第2回黒石市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時36分 閉 会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成19年11月29日

黒石市議会議長 斎藤直文

黒石市議会議員 工藤俊広

黒石市議会議員 鳴海泰三